その他資料1

生教指第 号 平成30年6月26日

学校長殿

生駒市教育委員会 教育長 中田好昭

「生駒市立学校に係る運動部活動の方針」の改正について

生駒市教育委員会は、6月7日付けで策定しました「生駒市立学校に係る運動部活動の方針」について、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年5月に奈良県が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」、平成29年4月に市内中学生熱中症事故調査委員会から答申された「市内中学生熱中症事故調査結果報告書」を踏まえ、本市の子どもたちの健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるため、別紙のとおり「部活動の意義」、「安全管理・体罰等の根絶」に係る項目を追記しましたので、ご確認の上、今後の適切な運営・指導のための取組を進めていただきますようお願いします。

生駒市立学校に係る運動部活動の方針

生駒市教育委員会

1 部活動の意義

学校の運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、運動部活動は、生徒が体育の授業で体験し、興味・関心を持った運動を 更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることが できるものであり、更には部活動での成果を体育の授業で生かし、他の生徒に 広めていくこともできるものである。

さらに、運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師(顧問)との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものである。

このように、運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の譲成にもつながるものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長は、「生駒市立学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日 等)を作成し、校長に提出する。

(2) 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

3 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 指導内容の充実、児童生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- (3) 児童生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則、週当たり2日以上の休養日を設けること。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会に参加した場合は、他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、児童生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 1日の練習時間は、平日では2時間程度、土日、休日、長期休業日は3時間程度とする。
- (4) 上記、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏ま えた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活 動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を 定めることも考えられる。

5 安全管理・体罰等の根絶

- (1) 「市内中学生熱中症事故調査結果報告書」の提言を踏まえた部活動運営に 努め、熱中症予防のための取組を推進する。
- (2) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- (3) 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- (4) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

6 その他

文化部活動については、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、当面、本方針に準じた取扱いとする。